

規制の事前評価書

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案)

担 当 部 局: 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ原子力災害
対策・核物質防護課長 荒木真一 電話番号: 03-5114-2121 e-mail:
nuclear-security@nsr.go.jp

評価実施時期: 平成28年1月20日

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 目的

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づき、原子力事業者等は、工場等の外において政令で定める特定核燃料物質等を運搬する場合、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講じなければならないとされている。当該措置については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「令」という。）で定める場合に該当する時は、原子力規制委員会等の確認を受けなければならないとされている。

今回、新たに使用済核燃料の再処理を委託していた仏国から長半減期低発熱放射性廃棄物（以下「TRU 廃棄物」という。）が運搬されることを契機として、その際の防護措置について見直し、原子力規制委員会等の確認を要しないよう設定するものである。

(2) 内容及び必要性

① 規制の内容

工場等の外における核燃料物質の運搬において、原子力事業者が核燃料物質等を運搬する際に講じる防護措置については、リスクの大きさに応じて以下の図1のように防護区分が3段階に分けられてそれぞれ法、令その他下位規則に定められているところ、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる防護措置については、防護対象の種類及び数量等に関わらず、防護区分Ⅲ（国の確認を要しない区分）と設定するものである。

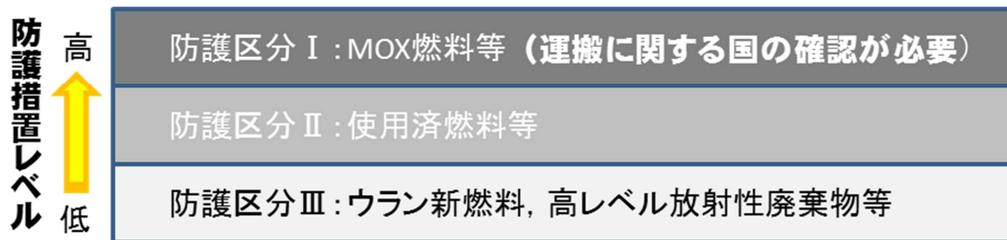


図1 運搬中の核燃料物質に係る防護措置の区分

② 規制の必要性

放射性廃棄物を運搬する際に講じる防護措置については、従前から原子力委

員会等において議論されてきたところ、この度、TRU 廃棄物について、仏国から返還が予定されており、TRU 廃棄物を運搬するための輸送容器の仕様が明確になったことを受け、原子力規制委員会において TRU 廃棄物を運搬する際の防護区分について検討を進めてきた。その後、平成 26 年 8 月 20 日の平成 26 年度第 20 回原子力規制委員会において、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる防護措置については、①プルトニウムやウランの回収が困難であること、②核燃料物質等が容易にかつ大量に環境に拡散するおそれがないこと、③輸送容器が十分な堅牢性を有しており、かつ移動や開放措置も困難であるという 3 つの主要な理由から、防護要件が相対的に低いと判断し、防護区分Ⅲ（国の確認を要しない区分）で扱うことと決定した。

この決定を受け、今回新たに、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる防護措置について規定するものである。

2. 規制の費用及び便益の分析

(1) 規制の費用

① 遵守費用

今回新たに TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置について国の確認を要しないようにするものであり、国の確認の範囲を広げるものではないことから、関係事業者等において、新たな国への申請費用（書類の作成、提出等の費用）等が発生することはない。

② 行政費用

遵守費用と同様に、国の確認の範囲を広げるものではないことから、規制導入後に要する費用（確認要員の増員費用）等の新たな費用は発生しない

③ その他の社会的費用

特になし。

(2) 規制の便益

① 遵守便益

関係事業者等においては、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置について国に確認を求める申請手続きを省略することができるという便益が生じる。

② 行政便益

遵守便益と同様に、国においても、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置について確認する手続きを省略することができるという便益が生じる。

③ その他の社会的便益

英国、仏国等においても TRU 廃棄物を運搬する際の防護区分を「区分Ⅲ」として扱っていることから、本規制の内容については国際的な水準と整合性をとることとなり、円滑な国際間輸送が期待される。

3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

原子力規制委員会において検討した結果、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置については、防護要件が相対的に低いと判断されることから、本規制の内容は合理的な

措置となり、本規制の内容は適切であると考えられる。

また今回、新たに TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置について国の確認を要しない防護区分に設定するものであり、国の確認の範囲を広げるものではないことから、関係事業者等における国への申請費用（書類の作成、提出等の費用）、国における規制導入後に要する費用（確認要員の増員費用）等の新たな費用が発生することはなく、関係事業者等及び国における手続きを省略することができるという便益が生じることからも、本規制の内容は適切であると考えられる。

4. 代替案との比較

代替案としては、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる防護措置について防護区分Ⅰ又は防護区分Ⅱと規定する案が挙げられる。

しかし、原子力規制委員会における検討の結果、TRU 廃棄物を運搬する際に講じる措置については、防護要件が相対的に低いと判断されており、かつ、国際的な水準も「防護区分Ⅲ」となっていることから、防護区分Ⅰ又はⅡに規定することは過度な規制となり合理性は見出せない。

以上から、代替案は適切ではないと考えられる。

5. 有識者の見解その他関連事項

- ・原子力規制委員会の検討結果
(<http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/h26fy/20141105.html>)
- ・核セキュリティに関する検討会
(http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youushikisya/nuclear_security/20140801.html)
- ・原子力委員会における検討内容
(<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryo2008/siryo07/tei-si07.htm>)

6. レビューを行う時期又は条件

政令の施行後、新たな知見等が得られた場合に、本規制を見直すこととする。